

燕市立吉田南小学校 いじめ等防止基本方針

改訂履歴

- H26. 2. 14 作成
- H30. 11. 12 一部改訂（年間計画、組織について追記）
- R 3. 4. 1 一部改訂（いじめの定義に追記）
- R 4. 4. 1 一部改訂（いじめ類似行為の追記）
- R 4. 11. 1 一部改訂（いじめアンケートについて追記）

はじめに

この燕市立吉田南小学校いじめ等防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ及びいじめの類似行為（いじめ等という）の防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「法」第2条）

- * 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、苦痛を受けたとされる児童の立場に立って判断する。
- * 本人が「大丈夫」と言っても安易にいじめではないと認識しない。
- * 意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分に加味したうえで、教育的な指導を適切に行う。

(2) いじめ類似行為の定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（「法」第2条2）

(3) いじめ等に対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする心構え等、心のかような人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(4) いじめ等防止等のための取組方針

- ① いじめ等の防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめ等の防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しをPDCAサイクルにより定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ等防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめ等に対する意識啓発といじめ等防止の取組に対する資質を向上させる。

(5) いじめ等防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめ等の防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ等対策委員会」による、いじめ等防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラー

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめ等の相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめ等の疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめ等の疑いに係る情報があった時には緊急に対策会議を開いて、情報の迅速な収集、共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

④ 報告と記録の保存

ア 各教職員は些細ないじめ等の兆候や懸念、児童からの訴え等を抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、すべて同組織に報告・相談する。

イ 集められた情報は、個別に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。記録は文書番号 3401「いじめ・不登校」ファイルに5年間保存し、児童の進学・進級や転学に当たって適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。

(6) 地域・保護者との連携

- 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

① 保護者への意識啓発

P T A総会，学年懇談会，家庭訪問，個別懇談会などの機会に，いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え，意識啓発を行う。

- 情報発信及び基本方針の周知（HP の活用・PTA 総会等の活用）
- 地域の活動によるいじめ等の未然防止

(7) 関係機関等との連携

- 警察、児童相談所、市教委、市子育て支援課、市社会福祉課、民生児童委員、南地区協議会等との連携
- 学区幼保小の連携（5月、1月）
- 中学校区小中の連携（5月、8月、3月）

2 いじめ等防止等のための具体的な取組

(1) いじめ等の未然防止のための取組

- ◎教育活動全体を通して、自己有用感を醸成する。
- ◎日々の授業で関わり合いを効果的に取り入れる。

- 道徳教育の充実（教育計画・道徳の年間計画、心を耕す道徳教育）
- 人権教育、同和教育の充実（教育計画・人権教育、同和教育全体計画）
- 社会性の育成（ファミリーグループ・授業・特別活動・行事・絆強調週間）
- 児童の手によるいじめ等防止（いじめ見逃しゼロスクール強調月間の設定）
- 中1ギャップ・小1プロブレム解消の取組
- 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめ等の早期発見のための取組

- 日常の子どもの観察
- いじめ相談・通報窓口の設置
- 定期的なアンケート（いじめアンケート・Q-U・学校生活アンケート）の実施

アンケートの調査においては、目的に応じて子どもの本音を引き出せるような内容や実施方法、頻度を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせる。

- 教育相談の充実（年2回の教育相談旬間、随時 朝の教育相談タイム）

(3) いじめ等への即時対応の取組

- 市教委への報告

- 組織を活用した状況調査
 - ・いじめられている子どもの保護
 - ・いじめ等をしている子どもへの指導
 - ・いじられている子どもの保護者への対応
 - ・いじめ等をしている子どもの保護者への対応
 - ・その他の児童に対する対応
- (4) インターネットを通じて行われるいじめ等への対策
 - 児童への情報モラル教育の確実な実施
 - ・各学年の年間指導計画に基づいた情報モラル教育
 - 保護者への啓発活動
 - ・授業参観や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて実施する

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- * 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む
- * 本人が「学校へ行きたくない」と宣言し、その可能性が高い場合は3日程度でも重大事態と認識する

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は学校が行う。詳細調査は、専門委員会または学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを市教育委員会が判断する。

なお、調査にあたっては、被害児童及び保護者の要望、意見を十分に聞き取る。

☆ 学校が行う基本調査にあたっての留意事項

- ア いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめ等を生んだ背景事情や児童との人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- イ 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施にあたっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として行う。
- ウ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童またはその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- エ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- オ 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするもの

ではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識のもと、調査にあたる。

- いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童の事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・いじめを行った児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合
 - ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

☆ 専門委員会が行う詳細調査及び報告

- ア 市教育委員会は、専門委員会に対して、速やかに、基本調査の結果を伝え、詳細調査の実施を要請する。
- イ 専門委員会は、速やかに調査を開始し、その結果を市教育委員会に報告する。
- ウ 市教育委員会は、専門委員会による調査結果を市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、市教育委員会は当該児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。
- エ 学校は、専門委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

☆ 学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告

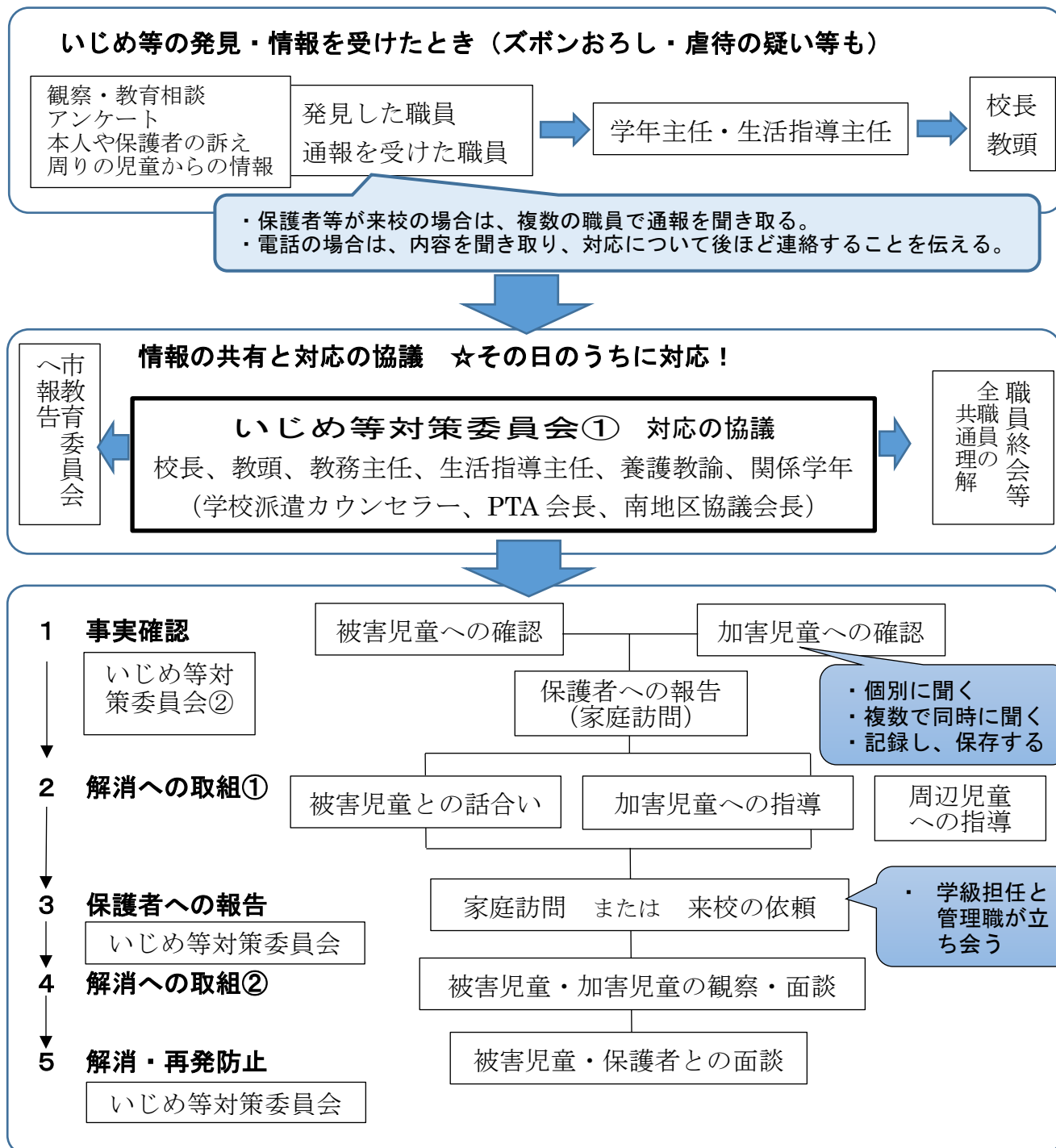
- ア 市教育委員会は、学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施するよう命ずる。
- イ 学校は、学校いじめ等対策組織を活用し、第三者(外部の専門家等)を加えた組織又は、新たな調査組織(第三者調査委員会)を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ウ 市教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。
- エ 学校は、調査結果を市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。その際、いじめ等を受けた児童又はその保護者が希望する場合には、市教育委員会は当該児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。

4 いじめ等の解消に向けて

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること
- ② 被害児童及びその保護者が心身の苦痛を感じていないと認められること
- 認知件数が0の場合、児童や保護者にその事実を公表し、いじめ等が0件であることを検証する必要がある。
- * いじめ等の認知漏れを防ぐため、公表して確認する。

5 いじめ等が起きた場合の組織的対応の流れ



6 いじめ等防止に資する年間計画（職員研修を含む）

	学校（職員）	児 童	保護者・地域
4月	学校基本方針の決定・周知 子どもを語る会①	特別支援学級についての指導 いじめ等についての道徳授業	ホームページ公開
5月		いじめ等アンケート① Q-U検査①	保育士1年生参観（保小連携） PTA総会で周知
6月	教育相談①	いじめ等アンケート①	
7月	朝の教育相談タイム 子どもを語る会②	いじめ等アンケート②	学校評価①
8月	職員研修		
9月			
10月	教育相談②	いじめ等アンケート③	
11月	朝の教育相談タイム	Q-U検査② いじめ等アンケート④	
12月	職員研修	いじめ等についての道徳授業	保護者面談 学校評価②
1月	子どもを語る会③		保育園訪問（保小連携）
2月	朝の教育相談タイム	いじめ等アンケート⑤	
3月	学校基本方針の見直し		